

「年収の壁・支援強化パッケージ」による被扶養者認定の取扱いについて

本年9月 27 日に全世代型社会保障構築本部において「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されたことを受け、被扶養者認定の取扱いが示されました。

この措置は、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動が生じ、年間収入が扶養限度額を超えるようなケースにおいて、(被扶養者の勤務先の)事業主証明により、一時的な収入変動部分については収入要件部分から除外する取扱いとすることで、被扶養者となることを可能とするものです。

なお、この措置は本年 10 月 20 日(金)以降の被扶養者認定及び被扶養者の収入確認において適用されることとなっており、遡及しない取扱いとなっております。

概要は、下記のとおりです。

記

① 概要

人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動(※)により年間収入が扶養限度額を超えた場合、(被扶養者の勤務先の)事業主がその旨を証明し提出いただくことで、収入要件(130 万円未満・60 歳以上または障害年金受給者等は 180 万円未満)を満たす取扱いが可能となります。

(※) 一時的な収入増加とは、主に時間外勤務(残業)手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定されます。

② 対象となる主な事例

- ・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加し残業が増えた。
- ・当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加し残業が増えた。
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加し残業が増えた。
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加し残業が増えた。

③ この措置を受けるための提出書類(添付書類)

- ・(被扶養者勤務先の)事業主証明…同封の事業主証明のフォームにより必ず原本をご提出ください。
- ・雇用契約書の写し…一時的な収入変動であるかを判断するために添付いただきます。

(雇用契約上の勤務体系で収入要件を超える場合は、この措置の対象にはなりません。)

④ この措置の対象外のケース

- ・(残業や臨時的な手当を除く)基本給(固定給)や恒常的な手当が収入要件を超える場合。
- ・フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合。(ただし、別途勤務先からの給与収入があり、一時的な収入変動により認定基準を超えた場合は対象となりうるケースがあります。)

⑤ その他

- ・今回の措置に該当しない場合は従前の収入基準となります。
- ・収入要件以外の基準については従前どおりとなります。ただし、一時的な収入変動のため被扶養者収入が被保険者収入の 2 分の 1 を超えた場合でも、被保険者の収入未満であれば被扶養者として認定できます。
- ・扶養調査において前年収入が収入要件を超えている場合でも、この措置に該当する場合は引き続き被扶養者として認定できます。なお、扶養調査では前年収入を確認しているため、「(被扶養者勤務先の)事業主証明」は、前年収入について証明を受けていただくこととなります。